

名古屋市文化財調査委員会

日 時：令和2年8月4日（火）午後1時30分～

場 所：名古屋市教育館第6研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 部会の構成、部会長の選出について
- (3) 文化財登録制度の検討にかかる小委員会の設置について
- (4) 国史跡等の現状変更にかかる文化財調査委員会の指導について
- (5) 協議題 歴史資料について

3 報告事項

- (1) 令和2年度文化財保護室事業説明
- (2) その他

4 閉 会

名古屋市文化財調査委員会

資 料

- ◇ 日 時：令和2年8月4日（火）午後1時30分～
- ◇ 場 所：名古屋市教育館第6研修室

目 次

議題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 部会の構成、部会長の選出について 1
- (3) 文化財登録制度の検討にかかる小委員会の設置について 2
- (4) 国史跡等の現状変更にかかる文化財調査委員会の指導について . . . 6
- (5) 協議題 歴史資料について 7

報告事項

- (1) 令和2年度文化財保護室事業説明 11
- (2) その他

(議題)

(2)部会の構成、部会長の選出について

名古屋市文化財調査委員会委員名簿(令和2年度役職案)

	氏名	役職	委員長	副委員長	(部 会)						
					建造・町並み	美術・工芸	文書・典籍	無形・民俗	考古・埋蔵	史・名・天	
1	池田 洋子	名古屋造形大学特任教授				○					
2	井上 光夫	元名古屋市博物館副館長							○	○	
3	岡本 真理子	東海学院大学教授			○						
4	河田 克博	名古屋工業大学名誉教授			○						
5	鬼頭 秀明	中京大学非常勤講師						○			
6	熊田 由美子	愛知県立芸術大学名誉教授				○					
7	黒沢 浩	南山大学教授							○	○	
8	高部 淑子	日本福祉大学教授					○				
9	永田 典子	中部大学教授						○			
10	西澤 泰彦	名古屋大学大学院教授			○						
11	西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授								○	
12	服部 直子	愛知県立大学非常勤講師					○				
13	服部 誠	愛知県立旭丘高等学校教諭						○			
14	山本 直人	名古屋大学大学院教授							○	○	
15	吉田 俊英	四日市市立博物館館長				○					
16	大塚 英二	愛知県立大学教授					○				
17	角 哲	名古屋市立大学大学院准教授			○						
部会員数					4	3	3	3	3	4	

文化財登録制度の検討にかかる小委員会の設置について

1 登録制度の趣旨について

- 文化財指定されていない文化財を幅広く保護の対象として把握
- 市民の文化財に対する保護涵養の意識付け
- 劣化や散逸の未然防止

2 登録の対象・基準について

- 指定文化財に準ずる価値のあるもの（一定の文化財的価値がありながら指定文化財とできるまでの価値はないもの）
 - ・地域住民が守ってきたもの及び地域を知る上で必要な文化財
- 将来、指定文化財となる可能性のあるもの。
 - ・指定文化財と同様の基準

3 登録の手続きについて

- 指定手続きより簡易な方法によりスピード感をもって登録することが望まれるが、一方で厳格性は担保する必要
- 他都市の状況としては、審議会に諮問し答申を受ける、審議会又は審議会委員に意見聴取を行うなど審議会又は審議会委員が関与して登録を行っている。

4 支援制度について（他都市の状況）

- 管理や修理相談等の技術的支援
- 除草・清掃等の維持管理経費の補助金
- 修理等への補助金
- 民間財団等の助成制度についての情報提供

5 各政令指定都市の運営上の課題

【メリット・支援策について】

- 「指定」と「登録」の制度上の差異があまり明確ではなく、補助制度のある「指定」に対し、補助制度のない「登録」のメリットを所有者へ説明しづらい。（仙台市）
- 登録制度に特化した支援制度がなく、登録による具体的なメリットがない。（千葉市）
- 保存管理、修理等に関する経済的補助ができないこと。特に有形（建造物）に関しては、所有者負担が大きい。（福岡市）

【登録数について】

- 登録制度開始後に一括して登録を行ったが、その後約20年近く新規登録を行っていない。(仙台市)
- 国登録制度創設以降、原則として登録を行っておらず、件数が少なくなっている。(京都市)

【保存管理について】

- 各委託先・管理団体等が管理する中で、高齢化や保存状態などの問題が浮上している(横浜市)
- 相続等維持の困難さから登録解除を考える所有者がいる。(神戸市)

【活用について】

- 登録数の増加に注力するあまり包括的にも個別的にも活用が後手に回る状況が続いている。(相模原市)
- ガイドマップ作成や、特に価値のあるものについて市指定への移行を検討したいが、手が付けられていない(浜松市)
- 活用のための改修の際、現状変更の届出を求めており、変更は可逆的なものとするを原則とし、事業者は文化財保護行政担当課以外にも、景観行政部局や地元との協議を行う必要がある。(京都市)

【業務量について】

- 推薦のあったものの現地調査や募集から決定までの手続きなどの1年を通して業務あり、業務量の増に繋がっている。(川崎市)

【その他】

- 指定が上で、登録が下など優劣視(格付け)するかのような誤解を招いてしまっている。(相模原市)

6 今後の議論の進め方

文化財調査委員会の各部会より代表者を選出し、小委員会を開催。
小委員会でもとまった方針について文化財調査委員会の総会へ報告し、総会で議論。

文化財調査委員会総会（令和元年度第1回）における 文化財登録制度への意見

○文化財の補助制度・修理後の売払いについて

- ・所有者が指定を受けて直してもらったりした後、売払ってしまう、意図的にやろうと思えばできてしまうのではないか。売り渡してはいけないみたいなそういう禁止行為みたいなものをこちらで指定の条件としては付けられないか。
- ・余所の都市のものを見ていくと、ものすごく補助率というか補助金というかお涙金（わずかな額）の提示しかたぶん出ていないと思う。
- ・売払いが問題なら、それは修理援助を極めて厳格に審査して抑えるということも必要だと思う。京都市では未指定の物でも、重要な価値があるものについてはある程度の修理費を援助しているぐらいですから、そこを恐れて登録制度を作らないのは、どうかと思う。
- ・劣化や散逸の恐れを未然に防止するという補助の制度みたいなことを、あまり前に出さないように。

○登録の対象・基準について

- ・まだまだ指定対象になり得るのに、なっていないというのはやはりいっぱいあると思うので、むしろそっちの方を積極的に上げて（指定して）いった方がいいのではないのか。
- ・登録制度と暫定登録制度は、基本的には一緒だと思う。地域の住民が守ってきたものだから、その地域の特性を活かしたもの、そうして地域の活性化というか地域の人達が自分達の町に伝わってきたものを大事にしていくということを醸し出してやるということも必要だと思うので、横浜市の（対象趣旨の）書き方などは非常にいいなど。
- ・地域というか名古屋市全体ではなく、少し小さい視点のところに集中した視点を登録の基準といいますか、そういうようなことに設けた方がいいというようなことだと思います。
- ・京都はさすがに良く練られていて、そういうもの（地域住民が守ってきたもの）もOK、指定に準じるものも、つまり幾つかの違う種類でいいと思うのです。
- ・市の指定のときと同じようにこれ（この基準）に該当する登録文化財、これ（この基準）に該当する登録文化財というような形で。
- ・指定はできないけれども登録として残していくというという意味。今は指定よりちょっと外れている、でも将来的にはすごく対象になってくるだろうという物を登録するという趣旨

・地域住民が知らなくても文化史上・歴史上価値があるものがある訳ですから、だから横浜市の書き方だけではちょっと物足りないかな、合わせ技じゃないですけど、その辺の漏れがないような文書を作ったらいかがでしょうか。

・私もこの前、熊田委員がお話しされた円空さんがほとんど劣化してしまって、よく何だかわからない感じの写真を拝見してこれ以上劣化してはいけない、だけどこれを文化財と指定するにはあまりに劣化（がひどい）状態になっていると。これ以上の劣化を止めるというソフト面で登録文化財のようなものを使うということも利用して守ると、いうのもいいことだと思いながら聞いているのです

・もう少し研究が進めばいける（指定できる）ということで、暫定ということで、やはりこの2つ（登録制度と暫定登録制度）は違うものだと思いますのでそれは必要なのではないのかなと、最低限必要なものだと。例えば地域が守っているものは暫定ではなくて、それは登録してということになるので、やはり2つ（登録制度と暫定登録制度を）分けて考えられた方がいいかなという気がします。

○登録の趣旨について

・登録支援制度というのは登録することで、これはちゃんとある程度の価値を認めているから、守ってくださいねということですね。

・価値があるので大事にして下さいね、と言われただけでもやはり意識は多少は変わるものですから登録する制度はたぶん意義はあるのだろうと思います。

・例えば市としてやるべきことはきちんと記録にして取っておくとか、そういうことをやっていくのだという姿勢の方がむしろいいと思います。だからそういうことも含めてそういう形で、最低限の記録を、例えば市がやっていくのだという意思表示の方が補助金を出すよりいいと思います。

○これからの議論の進め方について

・部会でやるのか、或いは部会から代表の人が出てもらってその中に事務局も入って一緒にあって討論してより良いものを作り上げていくという形にした方がいいのではないのかと思います。

・色々な観点から文化財という市の指定文化財ということにできないかもしれないけれども、何とか残しておきたい、守っておきたいというような物は、どういう物があるのかというのも広く眺めて、そして取り出して検討して形ある物にしていくというような考え方で、もう少し検討を進めてみるというのはいかがでしょうか。例えば小委員会みたいなものを設けて少し意見を出し合って検討するとか、それぞれの部会で考えていただいて、それを部会長さんに集まってもらって（各部会の案を）持ち寄って、少し検討する。それをまた事務局にも検討していただくというような形で少しずつこういった制度を考えるのはいかかでしょうか。

国指定史跡名勝天然記念物の現状変更にかかる文化財調査委員会の指導について

1 趣 旨

令和2年3月2日に発生した特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故について、令和2年6月26日作成の「特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策」において、再発防止対策の一つとして、現状変更の各段階におけるチェック機能を強化することを挙げている。

それを受け、特別史跡名古屋城跡をはじめとする国指定史跡名勝天然記念物（以下、史跡等）の現状変更許可申請（※）に際し、教育委員会の意見を付す副申を作成する段階において、名古屋市文化財調査委員会の史跡・名勝・天然記念物部会の委員の確認、指導・助言を受けることとし、史跡等の保存に万全を期す。

※ 市に許可権限が委譲されている軽微なものを除く。

2 方 法

- ・ 現状変更許可申請書の提出を受け、副申（案）を作成した段階で、文化財調査委員会の委員に確認、指導・助言を受ける。
- ・ 現状変更の内容については、基本的に、それぞれの史跡等の保存活用を目的として設置される有識者会議等での審議、指導を受けて提出されるものであることから、主として副申の内容について、現状変更の申請内容に対する教育委員会の見解・意見として適切か、史跡等の保存を担保していくうえで加えるべき条件、意見があるかなどの観点で、指導・助言を受ける。
- ・ 史跡・名勝・天然記念物部会の各委員の専門分野等に応じて、下記のように各委員が担当する史跡等を分け、それぞれ個別に担当する委員より指導・助言を受ける。

井上光夫 委員	特別史跡名古屋城跡、史跡大高城跡、名勝名古屋城二之丸庭園
黒沢 浩 委員	史跡志段味古墳群、史跡断夫山古墳、史跡八幡山古墳
西田佐知子 委員	天然記念物名古屋城のカヤ
山本直人 委員	史跡大曲輪貝塚

協議題：歴史資料について

1 協議事項

令和2年3月13日の名古屋市議会教育子ども委員会において、名古屋市科学館が所蔵している旧プラネタリウム（ツァイスⅣ型）について、名古屋市指定文化財にならないのかとの質問があった。プラネタリウムという名古屋市では前例のないものであることや、昭和37年と比較的新しいものであること、文化財調査委員に専門の委員がいないことから今後の検討の適否及びその場合の方法について協議いただくもの。

2 概要

ツァイスⅣ型プラネタリウムは、昭和37年（1962年）11月3日、名古屋市科学館が開館した時から、平成22年（2010年）8月31日までの48年間、旧天文館の20mドームで使われていたもので、のべ1500万人以上の方が観覧した。

ドームでの投影は終了したが、まだ十分に稼働できる状態であったので、そのまま展示室に移設した。解説台や補助投影機も移設し、再配線した結果、移設後もほぼすべての機能を再現することができた。

3 名古屋科学館への導入の経緯

昭和33年9月25日第1回の科学館建設調査委員会において、プラネタリウムについては、その当時、大型は日本には東京、大阪、明石と3台しかなく、いずれも関東、関西地区であり、このため中部にもぜひ設置されたいとの市民の要望があったことや、昭和32年10月4日人工衛星スプートニク1号が打ち上げられ、大いに市民の宇宙に対する関心が高まっていたことから、これに応えるために設置することが決定された。

プラネタリウム投影機の購入に当たっては、職員を五島プラネタリウム、大阪市立電気科学館、明石市立天文科学館等に派遣、調査の結果、演出上および技術的保守上の理由から、西ドイツのカール・ツァイス社製のものに決定、昭和36年10月13日購入契約がなされた。

4 プラネタリウムの歴史

現代のプラネタリウムを発明したのは、ドイツのカール・ツァイス社のエンジニア、バウアスフェルドである。「ツァイスⅠ型」と名付けられたこの投影機は、北天用の1個の恒星球と惑星棚を備え、約4500個（おおよそ6等星まで）の投影を行うことができた。恒星原板の採用や、集光レンズを使用してドーム内に星像を投影するという現在の光学式（レンズ式）プラネタリウムの基本的原理は、この時点でほぼ完成している。この投影機はドイツ博物館に収蔵されている。

日本には昭和12年（1937年）に大阪市に初めてツァイスⅡ型が設置された。

5 日本の大型プラネタリウム

設置館	投影機	設置年	稼働期間	備考
大阪市立電気科学館	ツァイスⅡ型	1937年	1988年引退	日本最初のプラネタリウム 大阪市指定文化財
東日天文館（毎日天文館）	ツァイスⅡ型	1938年	1945年焼失	太平洋戦争末期に、空襲により焼失
五島プラネタリウム	ツァイスⅣ型	1957年	2001年引退	五島プラネタリウム閉館後、渋谷区に寄贈
明石市立天文科学館	UPP23/3	1960年	現役	現役最古のプラネタリウム
名古屋市科学館	ツァイスⅣ型	1962年	2010年引退 展示室で動態保存	中部初の大規模プラネタリウム
	ユニバーサリウムⅨ型	2011年	現役	世界最大級のプラネタリウム

6 文化財指定されているプラネタリウム

名称：プラネタリウム（カールツァイスⅡ型25号機）

分野／部門：有形文化財／歴史資料

所有者：大阪市

概要：・昭和12年3月に開館した大阪市立電気科学館の目玉として設置されたプラネタリウム。

- ・日本で初めてかつ東洋圏で初めてのプラネタリウムとして一般公開された。
- ・電気科学館が閉館した平成元年5月まで、半世紀を超えて活躍し、市民に親しまれてきた。
- ・ツァイスⅡ型のプラネタリウムは、世界中でも3基しか現存せず、そのうちの1基

7 大阪市立電気科学館ツァイスⅡ型との比較

区分	大阪市立電気科学館	名古屋市科学館
形式	カールツァイスⅡ型通算25号機	カールツァイスⅣ型通算263号機
設置	1937年（昭和12年）	1962年（昭和37年）
製造	ドイツ・カールツァイス社	ドイツ・カールツァイス社
投影できる恒星数	8900個 （6.5等級の星まで）	8900個 （6.5等級の星まで）
高さ	4.7メートル（床から）	4.9メートル（床から）
重さ	約1.5トン（本体のみ）	約2.1トン
天体運動	日周運動、年周運動、歳差運動、経度変化	日周運動、年周運動、惑星運動、歳差運動、緯度変化
投影機	恒星、太陽、月、惑星、星座名、黄道、赤道、歳差円、朝夕焼、薄明	恒星、太陽、月、惑星、シリウス、変光星、天の川、黄道、薄明、黄赤道及び赤経・赤緯座標、星座名、歳差目盛、北極点及び子午線、年号、緯度読取
備考	東洋圏で最初のプラネタリウム。現存するのは世界で3台のみでそのうちの1台	中部初の大型プラネタリウム。現在は展示室で動態保存。



ツァイスIV型プラネタリウム

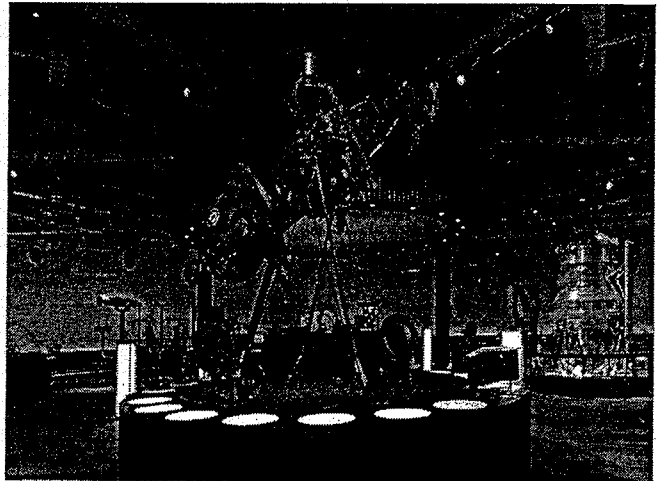
ZEISS Mark IV Planetarium

■展示品のねらい

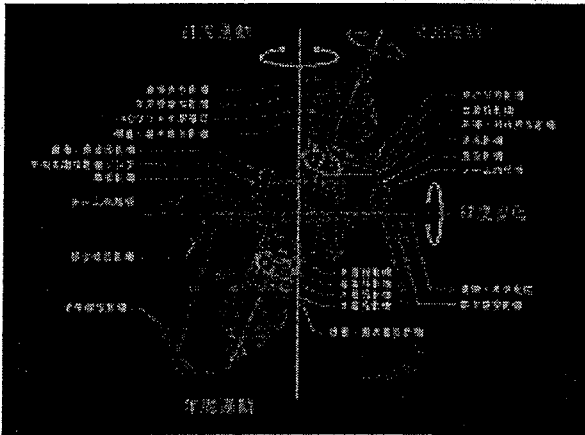
ツァイスIV(4)型プラネタリウムは、1962年(昭和37年)11月3日、名古屋市科学館が開館した時から、2010年(平成22年)8月31日まで、旧天文館の20mドームで使われていたものです。天文館・理工館の改築工事でドームでの投影は終わりましたが、まだ十分に稼働できる状態だったので、そのままこの展示室に移設しました。解説台や補助投影機も移設し、再配線した結果、移動後もほぼすべての機能を再現することができました。

使われていた当時より、ずっと間近に本体や解説台をご覧いただけます。講座などの際に、展示室壁面に部分的に星を投影して、改築で新しく設置したツァイスIX(9)型プラネタリウムの星像と比較することができますようにしてあります。

機械仕掛けで星空の仕組みを作りこんだプラネタリウムです。



■知識プラスワン



プラネタリウムはいつ、誰が作ったのでしょうか？ しくみはどうなっているのでしょうか？

【プラネタリウムの発明】

現代のプラネタリウムを発明したのは、ドイツのカール・ツァイス社のエンジニア、パウアスフェルドです。ドイツ博物館から、太陽系や星空の仕組みを展示したいとの注文を受けたカール・ツァイス社は、二つのプラネタリウムを作りました。ひとつは、円筒形の部屋の中央に太陽となる電球を置き、その周囲を惑星が回るといふ「地動説」プラネタリウムでした。見学者は地球の位置に設置されたかごに乗って太陽のまわりを回るので、星空に対する惑星の位置の変化を正しく見ることができるのですが、もうひとつのプラネタリウムほどの人気にはなりません。そのもうひとつが、ドームの中心に投影機を置き、そこからドーム内部に星や惑星を投影する「天動説」プラネタリウムです。これが現在につながることになりました。1923年、ドイツのイェナ市にあるカール・ツァイス社屋上で初めて人々は昼間に夜空を堪能しました。第1号機は1925年にドイツ博物館に設置され、1964年まで使われました。日本には1937年に大阪市電気科学館(当時)に設置されています。

【プラネタリウムのしくみ】

ツァイスIV型は1962年に名古屋市科学館に設置されました。そこですべての機能はコンピュータ等ではなく、歯車やリンクで動きを、電気的なスイッチやつまみでそれぞれの操作を実現しています。展示室にある解説台のスイッチやつまみを動かすと、一つ一つの機能が直接動く完全マニュアル操作のプラネタリウムです。図を見ながら、それぞれの機能がど

こで実現されているか、ご覧ください。

参考資料

FROM THE ARATUS GLOBE TO THE ZEISS PLANETARIUM(1957) Helmut Werner Verlag Gustav Fischer
文学芸課 天文係

(1) 令和2年度文化財保護室事業説明

1 文化財保護事業等

1 文化財保護事業補助

(1) 趣旨

文化財の保存管理は所有者が行うことが原則であるが、その経済的負担は過大である。文化財は公共的性格をもつことから、その保存・修理等に対して助成を行っている。

* 根拠法令等：名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例、
名古屋市文化財保存修理費等補助金交付要綱

(2) 補助対象事業

文化財の管理・修理・復旧・公開・後継者育成、その他保存・活用に必要な事業

(3) 指定文化財修理補助

文化財の管理・修理・後継者育成等に要する経費の一部を補助

(令和2年度予算)

- ・市指定文化財修理：26,212千円
- ・市指定文化財修理（笠覆寺分）：70,000千円

※26年度から、国庫補助も活用し補助を実施（文化財名古屋保存活用実行委員会）

「文化財名古屋保存活用実行委員会」の活動について

名古屋市の民俗文化財等の団体・保存会を構成団体とし、文化財保護室が事務局となり、民俗文化財の保存・活用のための事業の実施、また市の補助金と合わせて国庫補助事業等から補助金の獲得を行う。

(4) 補助率

① 市指定文化財の修理等

補助対象経費の70/100以内（㉔～㉚ 49% ㉛ 70%）

② 未指定であるが特に教育委員会が必要と認める文化財の修理等

補助対象経費の40/100以内（㉔～㉚ 28% ㉛ 40%）

③ 消防法に規定する消防用設備等の設置

補助対象経費の90/100以内（㉔～㉚ 63% ㉛ 90%）

④ 個人所有の市指定文化財の消防用設備等の保守点検・修理

補助対象経費の50/100以内（㉛ 50%）

⑤ 市指定文化財を収蔵するための専用施設の修理

補助対象経費の35/100以内（㉛ 35%）

※22年度に国・県指定文化財に対する本市からの補助金を廃止

※26年度から、国庫補助も活用し補助を実施（実行委員会）

令和2年度採択額 8,260（千円）

2 文化財調査委員会

（1）委員会の職務権限

①市指定文化財の指定、解除等について意見を述べる。

②文化財の保存・活用に関する専門的事項を調査、審議する。

* 根拠法令：名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条第4項、
第10条第3項及び第11条

（2）構成

①定員20名以内（現在17名）、任期2年（令和2年4月に改選）

②委員による専門部会を構成

a 建造物・町並み b 美術・工芸 c 文書・典籍 d 無形・民俗 e 考古・埋蔵
f 史跡・名勝・天然記念物

（3）令和2年度の委員会開催について

総会2回を予定（令和2年8月4日、令和3年3月頃）

3 文化財保護事業等

（1）史跡名勝標札の設置・管理

①設置の目的

史跡、名勝などの所在地にその由緒などを案内する標札を設置し、普及を図るもの。

②設置本数（令和元年度末）

307本（うち、一時撤去6本）

令和2年度は、補修等10件を予定

（2）印刷物等の刊行

①内容

文化財や郷土の歴史等について紹介し、その理解を深めるための資料とし、文化財を記録保存するために文化財叢書・文化財調査報告書等を刊行する。

②令和2年度予定

- ・埋蔵文化財調査報告書 88 大曲輪遺跡
- ・埋蔵文化財調査報告書 89 H-G-8号窯
- ・埋蔵文化財調査報告書 90 松ヶ洞18号墳・高蔵遺跡
- ・埋蔵文化財調査報告書 91 古渡城跡
- ・熱田-B遺跡発掘調査報告書

・見晴台遺跡発掘調査報告書

(3) 山車行事の総合調査

名古屋南部東海道周辺において行われている祭礼行事と、その影響を受けた山車・風流物行事とそれを取り巻く背景について詳細に調査し、記録を残すもので、祭の民俗学的な位置づけや祭の歴史、祭の独自性などについて、後世に語り継ぐための基礎資料を整備することを目的として実施するもの。(平成30年度より、引き続き実施しているもの。)

(対象)「有松祭り」、「鳴海表方祭礼」、「鳴海裏方祭礼」、等

(4) 文化財パトロール員の運営

①目的

教育委員会が依頼した文化財パトロール員が、市内文化財の保存管理状況(文化財の状態、環境、標札など)を定期的に巡視し、文化財保護室に状況報告を行う。報告を受けた文化財保護室は適切な保護対策を講じる。(昭和48年度より)

②人数(令和2年度)

17名(千種区1名、東区1名、北区1名、西区1名、中村区1名、中区3名、昭和区1名、瑞穂区1名、熱田区1名、中川・港区1名、南区1名、守山区1名、緑区2名、名東・天白区1名)

(5) 史跡等の管理

教育委員会所管の史跡等の管理

① 史跡周辺住民等に管理を委託

千鳥塚(市史跡)、丸根砦跡(国史跡)、今川義元戦評の松(その他)

② 除草等

大高城跡(国史跡)、丸根砦跡(国史跡)、大塚・赤塚古墳(その他)、銚ノ木貝塚(その他)

(6) 史跡散策路事業

①趣旨

地域における文化財の活用とともに、文化財保護意識の普及を図り、ゆとりと潤いのあるまちづくりに資するため、昭和56年度から昭和63年度にかけて史跡等(全体の総数846)を連絡させた散策路を設定した。市民の自由利用のほか、各区でウォーキングイベント等を実施し、地域の史跡等文化財を紹介している。

* 根拠法令等：史跡散策路設定基準

②コース数

80コース(1区あたり3~6コース)

全延長は382.5キロメートル(名古屋城コースは自由散策につき除く)

③整備内容

コース起点(地下鉄駅周辺などに設定)にイラストでコース全体とそこにある史跡を紹介

介する説明板を、コース途中には誘導標識を設置し利便を図っている。

④史跡散策路案内パンフレット

利用者が、散策を楽しめるよう案内用パンフレットを各区役所にて作成。平成21年度より、名古屋市ホームページに史跡散策路PDFファイルを掲載する。

⑤標識等の管理

各区役所にて管理を行い、破損などの修理等経費については、区役所からの申し出に応じ文化財保護室にて執行する。

(7) 歴史文化基本構想

身近なまちの文化財を未来に伝え、活かしていくため、「歴史文化基本構想」に基づき普及啓発等を実施することを目指す。今年度は下期2区の生涯学習センターで関連文化財群を検討する講座を開催する。(上期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため中止)

また、文化庁の「文化芸術振興費補助金」を活用した事業を進めるために立ち上げた「なごや歴史文化活用協議会」の事業として、スマートフォンアプリの「なごや歴史探検」を運用する。

(8) 後援名義

市民一般の芸術・文化の振興を図る目的をもって行われる公共性の高い事業に対し、「名古屋市教育委員会後援」名義の使用を承認することにより、市民の文化・芸術活動を支援する。

(9) 日本遺産について

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が日本遺産として認定するもの。令和元年5月20日に緑区有松地区が「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町・有松～」として日本遺産に認定された。(令和元年度72件中16件が認定)

また、文化庁の「文化芸術振興費補助金」を活用した事業を進めるために立ち上げた「有松日本遺産推進協議会」が、日本遺産記念をPRするための事業を実施する。

2 遺跡の発掘調査

1 業務の概要

民間事業、区画整理事業、公共事業等の実施にともない破壊が避けられない遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）について、工事着手前に発掘調査等を実施する。また市内における国指定史跡等について、今後の保護を万全にするための範囲確認発掘調査を実施する。

2 発掘調査の流れ

(1) 届出・通知

＜民間事業＞（根拠法令 文化財保護法第 93 条第 1 項）

開発事業者と市教委の協議（→試掘）→発掘の届出

→市教委の指示（発掘調査、工事立会、慎重工事など）

＜公共工事＞（根拠法令 文化財保護法第 94 条第 1 項）

開発事業者より県教委あて事業計画通知

→県教委の指示（発掘調査、工事立会、慎重工事など）

＜史跡等範囲確認＞（根拠法令 文化財保護法第 125 条第 1 項など）

史跡現状変更許可を得て発掘

(2) 発掘調査の実施

①開発事業等にかかる発掘調査については、開発原因者からの要請により市教委が調査を実施するほか、本市職員である学芸員が指導監督にあたる民間調査会社での調査も可能。

②国庫補助事業として実施する史跡等の範囲確認の発掘調査は、市教委が実施し、本市職員である学芸員が担当する。

(3) 調査の経費負担

①開発事業等については、文化財保護法の趣旨から原則として開発業者の負担となる。ただし、個人住宅等の建設については、市教委が調査実施する場合、国庫補助を受けて市教委が実施し、事業者の負担はない。

②市の公共工事については、発掘にかかる予算は事業所管理局が負担。

③国庫補助事業として実施する史跡等範囲確認については、市教委の予算を執行して実施する。

3 発掘等の実績（令和 2 年度予定）

公共事業に伴う発掘調査

古渡城跡

正木町遺跡

保存活用に伴う発掘調査

歴史の里地区の発掘調査 ※【3.「歴史の里」の整備】に詳細記載

断夫山古墳

個人住宅に伴う発掘調査

高蔵遺跡

正木町遺跡

4 報告書作成等整理作業

今年度は、「古渡城跡」、「松ヶ洞18号墳」、「H-G-8号窯」、「熱田-B遺跡」、「大曲輪遺跡試掘調査」、「見晴台遺跡」、「高蔵遺跡」の報告書の作成を行う。

5 試掘調査・立会・その他

(1) 試掘調査・立会

周知の埋蔵文化財包蔵地での開発調査行為に対して、埋蔵文化財の保護上必要な遺跡の範囲、遺跡状況等を確認し、発掘調査の要否を検討する判断材料として数箇所を掘削する試掘調査及び埋蔵文化財への影響が軽微な工事の立会を実施する。

(令和2年度予定)

現在まで、桜台高校遺跡始め16件の試掘調査を実施している。また、現在まで立会通知は笠寺観音遺跡始め47件を通知している。(令和2年7月20日現在)

(2) その他 監督業務等

(令和2年度予定)

松ヶ洞19号墳、熱田神宮内遺跡

6 発掘調査事業の組織体制について

平成26年度から発掘部門の組織体制を変更し、見晴台考古資料館の発掘調査部門を文化財保護室へ編入し、より効率的な事業運営を図っている。

3 「歴史の里」の整備

1 趣旨

昭和56年、名古屋市文化財調査委員会から、守山区上志段味地区に残る古墳群を整備・保存する旨の提言をうけ、同地区の古墳群や自然を生かし、歴史を学ぶ施設の整備を行った。

(位置) 守山区上志段味 大久手池北側周辺、東谷山山頂及び西麓

(面積) 大久手池北側周辺 約60,000㎡ (取得予定は、54,262.84㎡)

国史跡白鳥塚古墳 10,785.04㎡ ほか

2 「歴史の里しだみ古墳群」の整備の流れ

- ・昭和56年度 名古屋市文化財調査委員会が河岸段丘地形と古墳群の保存、整備を提言
- ・昭和63年度 名古屋市新基本計画に「歴史の里」の整備を登載
- ・平成17年度 「歴史の里」事業予定地内の埋蔵文化財発掘調査を開始
- ・平成20年度 「歴史の里」基本構想を策定
- ・平成22年度 埋蔵文化財発掘調査報告書(志段味古墳群)を作成
- ・平成25年度 「歴史の里」基本計画を策定
埋蔵文化財発掘調査報告書(志段味古墳群Ⅱ)を作成
- ・平成26年度 緑地・古墳の実施設計、ガイダンス施設等調査・保存管理計画の策定
- ・平成27年度 緑地・古墳の整備に着手
- ・平成29年度 ガイダンス施設の設計・建設に着手
- ・平成30年度 ガイダンス施設「体感!しだみ古墳群ミュージアム」完成
白鳥塚古墳トイレ及び駐車場の整備完了

3 指定管理者制度

指定管理者制度が導入されている歴史の里は「しだみの里守グループ」により管理・運営されている。しだみの里守グループの構成員は以下のとおり。

- ・中電興業株式会社
- ・岩間造園株式会社
- ・特定非営利法人 古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク
- ・株式会社とんざこ設計室

4 埋蔵文化財発掘調査

志段味古墳群では、「歴史の里」の整備に伴い平成17年度より継続して発掘調査を実施している。今年度は西大久手古墳について、さらなる情報(墳丘・周濠の平面形、墳丘の構築法、埴輪列痕跡、埋葬施設痕跡、供献土器配列)を得るため、発掘調査を実施する。なお、発掘調査は事前募集した市民にも参加してもらう。

(令和2年度)

- ・西大久手古墳発掘調査

・東谷山古墳群発掘調査（予定）

5 ガイダンス施設の概要

「体感！しだみ古墳群ミュージアム（愛称：SHIDAMU（しだみゅー））」は、公の施設として平成31年4月に供用を開始した。

SHIDAMUには、志段味古墳群の出土品等を展示する展示室、古代を体感できるプログラムや講座・講演会を行う体験活動室、レストランなどがあり、歴史を身近に感じた体験・学習を通して幅広い世代が古代を体感し、楽しむことができる施設である。

令和元年度来館者数 154,591人（平成31年4月1日～令和2年3月1日）

6 普及啓発事業

（令和2年度予定）

（1）体験型の事業

体感！しだみ古墳群ミュージアムでは、埴輪づくり、火おこし体験などの日替わり体験プログラムのほか、古墳ガイドツアーや展示室ガイドツアーを行っている。

（2）広報活動

マスコットキャラクターしだみこちゃんや埴輪氏武（はにわうじたける）を活用し、着ぐるみによる地元を中心とした各種イベントへの出張PRや施設での普及啓発グッズの製作・販売、ウェブサイトによる情報発信や、ツイッターやフェイスブックなどSNSを活用したPRに、引き続き力を入れていく。

4 見晴台考古資料館の運営

1 沿革

弥生時代後期から古墳時代にかけての集落跡を中心とする「見晴台遺跡」に関する資料の収集・保管、調査研究、展示等による教育普及活動を行う施設として昭和54年10月11日に開館。

2 主要事業（令和2年度）

(1) 展示

展示テーマ	期間	内容
常設展「弥生のムラ・見晴台遺跡」 「見晴台の守り展」	通年	弥生時代を中心に旧石器時代から太平洋戦争に至るまでの見晴台遺跡の代表的な出土品と最新の第57次調査の成果を紹介する展示。
地域連携「桜田中学校美術展」	未定	中学校区である、桜田中の生徒の作品を展示する。

(2) 市民発掘

見晴台遺跡の発掘調査については本年度も実施せず。

① （参考）29年度市民発掘（第57次見晴台遺跡発掘調査）

期間：8月4日～9月24日（市民参加期間）

参加人数：105人（うち中学生18人）延べ人数550人

② 市民発掘室内編

内容：発掘参加者を対象とした、より専門的な考古学調査の実際を学ぶ講座

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止している。

(3) 展示説明会・映画会

年数回、展示説明会を行う。また、毎月第3土曜日に、文化財に関連したDVD等を上映する。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止している。

(4) 地域連携事業

- ・桜田中学校美術展
- ・南区民まつりへの出展 等

(5) その他

住居跡観察舎(※)の管理運営。

※住居跡観察舎

夏の発掘調査が終了すると埋め戻してしまい、通常は遺跡の状況を見ることができないことから、当時の農政緑地局が設置した公園施設(鉄骨造平屋建て、床面積 325.60㎡。昭和63年6月公開)。資料館との協議により、昭和61年の第25次発掘調査を住居跡が見つかる場所に設定し、その遺構の状況を強化プラスチックで復元し、1棟の竪穴住居を復元した。遺構の状況が観察でき、かつ住居がその場で復元されている施設としては全国初であった。

資料館では、緑政土木局との協定により、鍵の開閉・展示・機械警備等を教育の予算で実施している。

名古屋市内の指定文化財件数

令和2年4月1日現在

区 分		国宝	重要文化財	県指定	市指定	合 計	備 考
有形文化財	絵 画	0	15	17	12	44	<重文>R1.10.「紙本着色三十六歌仙切(貞則)/佐竹家伝来」「紙本着色源宗干像(上曼本三十六歌仙切)」H27.2.3に所有者変更のため削除
	彫 刻	0	5	9	7	21	<市指定>R1.9.9新規「木造薬師如来坐像」「木造馬頭観音および熱田大明神・天照皇大神立像」
	工 芸	2	49	39	9	99	<国宝>R1.7.5「短刀 銘 来國光(名物有楽来國光)所有者変更のため追加
	書 跡	4	43	18	0	65	<重文>R1.11「紙本墨書正親町天皇宸翰御消息(蘭奢待云々九条雜通宛)」「寸松庵色紙(ちはやふる)」「石帆惟衍墨蹟」「遠府大使安心法門(絹本)石溪心月筆」所有者変更のため削除
	建 造 物	0	11	12	29	52	
	考 古 資 料	0	2	6	3	11	<重文>R1.12.1記載「朝日遺跡出土品」(H24.9.6指定)の記載漏れ
	歴 史 資 料	0	2	4	4	10	<重文>R1.7.23「交代寄合西高木家関係資料」・「ホジ6014号蒸気自動車」
無形文化財	芸 能	0	0	0	2	2	
	工 芸 技 術	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有 形	0	0	0	18	18	
	無 形	0	0	2	33	35	
記念物	史 跡	1	5	0	5	11	
	名 勝	0	1	0	1	2	
	天然記念物	0	1	0	3	4	
重要伝統的建造物群保存地区		0	1	0	0	1	
合 計		7	135	107	126	375	

(国) 選定保存技術	1	
------------	---	--

国 登 録 文 化 財	建造物	108	
	記念物	1	

※備考欄:今年度・前年度に変更があった内容を記入。

《政令指定都市の登録制度の状況》

政令指定都市名	登録数	登録基準	登録制度の趣旨	指定数	備考
仙台市	46	特に保存が望ましいもの	指定されていない文化財を幅広く保護の対象として把握し、市民の文化財に対する認識を深めるため。	115	
千葉市	10	地域の歴史上、学術上又は鑑賞上の価値のあるもの 指定文化財に準ずる価値のあるもの	指定制度を補完することにより、市内の文化財を幅広く保護するため。	50	
横浜市	97	地域住民が守ってきたもの及び地域を知り、地域を愛する上で必要な文化財	指定文化財の基準に達しない文化財の保護を図るため。	161	・地域文化財の所在する地域について意見を有するもの及び文化財保護審議会の意見を聞くこと
相模原市	79	地域の歴史上又は文化史上貴重なもの	指定されたことに伴う制約など指定制度の短所を補い、より多くの文化財を保護するため。	63	
京都市	147	本市の歴史、文化又は自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことができないもの ・京都市又は京都市内の地域の歴史上特に意義のあるもの ・指定文化財に準じる価値のあるもの	指定文化財の基準に達しない文化財の保護を図るため。	362	文化財保護審議会へ諮問必要
大阪市	0	その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が必要であると認められるものを	指定文化財の基準に達しない文化財の状況を把握し、包括的な保護を図るため。	250	制度はあるが登録はなし
神戸市	21	文化財としての価値にかんがみ保存及び活用の必要なもの	国の登録制度と同様の趣旨	94	登録されているのは建造物のみ
福岡市	21	文化史的意義を有するもの 学術的価値を有するもの 歴史上の意義を有するもの	国登録ではカバーできない範囲を保護するため。	222	登録されているのはほぼ建造物 (昨年度初めて民俗文化財を登録)

※政令指定都市文化財行政主管者協議会資料を参考に作成

《京都府の暫定登録制度の状況》

都道府県名	暫定登録数	暫定登録基準	暫定登録制度の趣旨	指定数	登録数	備考
京都府	1,116	一定の価値を有し、府指定又は府登録の基準を満たす可能性のあるもの	将来、国指定・登録文化財になる可能性のあるものを「暫定登録文化財」として登録することによって貴重な文化財の早期保護を図るため	2,379	565	暫定登録の際は暫定登録する旨を告示するとともに、所有者及び権原に基づき占有者に通知する 府文化財保護審議会への報告が必要

※京都府公式ホームページを参考に作成

《政令指定都市・京都府の支援策》

仙台市	指定文化財	2分の1以内、一部定額	
	登録文化財	補助制度無し	
千葉市	指定文化財	2分の1	
	登録文化財	基本的に補助制度無し、 無形民俗文化財のみ補助実績あり	
横浜市	指定文化財	別添のとおり	
	登録文化財		
相模原市	指定文化財	有形・無形文化財	2分の1以内
		毀損の恐れがあり、勧告を行った有形文化財	総事業費以内
		公開を行う有形・無形文化財	
	登録文化財	奨励金	最大 135 千円
		奨励金	
		公開を行う有形・無形文化財	総事業費以内
京都市	指定文化財	別添のとおり	
	登録文化財		
京都府	指定文化財	別添のとおり	
	暫定登録文化財		
大阪市	指定文化財	2分の1	
	登録文化財	実績なし	
神戸市	指定文化財	別添のとおり	
	登録文化財		
福岡市	指定文化財	4分の3以内	
	登録文化財	補助制度無し 民間の財団の補助案内は行っている。	

<横浜市>

(金額の単位は千円)

種別				指定文化財	登録文化財
有形文化財	一般建造物	木造		300	130
		非木造		300	150
	石造建造物			20	15
	美術工芸	管理件数	1件	30	20
			2件以上	1件増すごとに 20千円加算	1件増すごとに 15千円加算
	銅鐘			20	15
	歴史資料			60	50
無形文化財				100	70
民俗文化財	有形民俗文化財	管理件数	1件	30	20
			2件以上	1件増すごとに 20千円加算	1件増すごとに 15千円加算
	コレクション		60	50	
	無形民俗文化財	風流芸能民俗行事		150	70
古典芸能・獅子舞・祭囃子		100	70		
史跡・名勝・ 天然記念物	面積3,000㎡未満			60	50
	面積3,000㎡以上			90	80

<京都市>

区分	指定文化財	登録文化財
保存・修理	2分の1 上限 500万 (建造物は1,000万)	3分の1 上限 300万 (建造物は500万)
維持管理費	2分の1 上限 50万	2分の1 上限 50万
防災資機材	3分の2 上限 500万 (建造物は1,000万)	3分の2 上限 300万 (建造物は500万)

<京都府>

区分	指定文化財	暫定登録文化財
保存・修理	2分の1 上限 500万 建造物1,000万	3分の1 上限 文化財の種別により 160万～350万
防災資機材	3分の2 上限30万	3分の2 上限20万

<神戸市>

種類	補助対象	指定	登録
有形文化財 有形民俗文化財 記念物	修理、復旧、 防災設備の 設置・改修	3分の2以内 限度額 100,000 千円 ※個人所有の建造物 は特例あり	2分の1以内 限度額 2,500 千円 ※有形文化財、有形 民俗文化財の茅葺屋 根の葺き替えのみ
	維持・管理	茅葺民家の消防設備 点検全額	—
無形民俗文化財	道具等の 修理、購入	2分の1以内 限度額 500 千円	
	保存・継承	年間 100 千円 (登録後、6 年未満の団体) 年間 50 千円 (登録後、6 年以上の団体)	